

議案第40号

令和5年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和5年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,773,459千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和5年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		806,119 <sup>千円</sup>
	1 使用料	806,118
	2 手数料	1
2 財産収入		31,949
	1 財産売却収入	2
	2 財産貸付収入	31,947
3 繰入金		417,124
	1 繰入金	417,124
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		438,266
	1 延滞金及び加算金	1
	2 雑収入	438,265
6 市債		80,000
	1 市債	80,000
歳入	合計	1,773,459

## 歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		1,304,903 <sup>千円</sup>
	1 運 営 費	1,112,778
	2 施 設 整 備 費	192,125
2 公 債 費		463,556
	1 公 債 費	463,556
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	1,773,459

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
卸売市場経営プラン改訂版 推進支援業務委託経費	令和6年度	千円 14,658

## 第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
南部市場 施設整備事業	千円 80,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内  ただし、 利率見直し方式で 借り入れる資金に ついて、 利率の見直しを行 った後には 、当該見直し後の 年度における利率 とする。	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。